

2J-46

特17
263

156
652

明治二十四年四月

石山法器彙集

華藏閣

防畧圖



三番定專



三番
定専坊
石山法器彙集

○本尊阿彌陀如來略縁起

三番定専坊は人皇三十代の帝

欽明天皇攝津國草

に於ひて月卿

雲客

玉笛絲琴を以て詠曲を奏

一

天長

地久寶祚萬歳を奉り志

めば龍顏

一

觀慮

む

めならぞじて辱なくも此地を讚揚と稱すべしと

詔りたまふ今北西成郡上中島三番村あれなぞ其後聖德太子四天王寺御創建のとき一ばく此地に居

を占めたまふあれに依て同郡上中島に天王寺の莊



といふところ今に在り誠にあれ三寶興隆の勝地念佛弘通の應蹟あるもの歟就中四十五代の帝天皇の御宇天平年中行基僧正草刈の莊三番村ニ一字を艸創して横玉山西光寺と號けたまふ墮れよアこのかた物換星移て楠多門兵衛櫛正成より四代の孫正勝此地に跡を留め本願寺四世善如上人に真宗の蘊奥をきいて發心す同孫掃部助ハ七世存如上人の御弟子となり法名を淨顯といふ然る處慧燈大師のとき文明年中山城國竹田木遇寺逆心を狹みて恐れ多くも大師を害し奉らんと謀りトに淨顯疾くまれをさとりてすみやかに退治せ一かば慧燈大師深く其

功績を賞へたまひ御感の餘り横玉山西光寺を改めて善導大師の釋文によらせられ寺號を定専坊と木尊其外靈寶數多御附屬な一たまふ其中に於て此方に安置一奉る本尊は佛師春日の彫刻にて種々の奇瑞あれり其中一を舉ぐれば當寺八代の住職月筌法師常に御給仕申上候處御身拭よつき御頭と御足と同一絹を用ひ候事かねてこゝろに憶ひ煩ひに或夜本尊夢に告げたましく月筌憚モなく意る思議れ靈瑞にましませハ實に稀れなる尊像なり

○骨墨見眞大師之縁記

この御影ハ高祖聖人御骨墨の眞影にて其來由を尋ね奉れば文應元年冬の頃聖人八十八歳の御時數多の御聖教御選述あるをされ御満足乃餘り御畫像二幅をゑかせたまふ其ときり御弟子乘信房關東より上洛致され聖人へ御消息を願それけるに聖人其望よまかせて御消息に御満足の御影一軸を添ゑて乘信房に賜り一もあり今一軸ハ聖人御許に止めたまふ弘長二年霜月廿八日満九十歳にて御往生を遂げさせられ御尊骸は東山鳥邊野に葬り奉り御遺骨ハ大谷に納めれまふ然るに文永九年に改めて細めに碎けたる御眞骨を御眞影とぬらせたまふ其とき

残り一御眞骨と此御満足の御影又もぬらせたまふ依て骨墨の御影とは申一奉る御讚は覺如上人の御染筆なり此御影はもと竹田本遇寺より安置せいかと不慮の逆心によりて退轉代後當院に開基淨顯法師大功あるによりて中興上人より當院へ御附屬あも不慮の逆心によりて退轉代後當院に開基淨顯法塗ハされたまふ其御文云大谷木願寺親鸞聖人骨墨の眞影文明十六年九月攝州西成郡草刈の莊三番村淨顯へ釋蓮如と御判をすへさせたまぬ又其後證如上人御染筆の添書を當院乃了宗法師へ賜ふ然れハ御眞影といひ御骨墨といひ其上三代乃善知識御意とこめさせられたる御眞影なり

○ 楠正成守本尊略縁起
 此本尊は惠心僧都の御真筆にて即ち楠正成の守
 本尊あり其由來を尋ねるに仁治元年秋八月後醍醐天皇笠置山に遷幸します時御夢想に依て楠
 正成官軍に屬し無二の忠義を顯はれたまふ故に從
 五位の下太夫判官に任し攝河泉の守又補せらる其
 後建武丙子三年五月二十五日兵庫港川に於て一族
 郎黨七十四人同音に念佛して討死したまふ嗚呼忠
 臣楠氏の高名末代の今に至て聞くもの感涙を催さ
 れぬとのなし春秋四十三歳生涯の功比類なれど又依て
 腐くも帝より正三位中將を謚りたまひ雲光寺と

○ ○ ○
 號す又今上皇帝陛下より正一位を贈りたまふ正
 成兼て覺如上人に拜謁して真宗に歸依したまふ故
 に數度の陣中に此寶冠の如來を胄の中に納めて
 常々大悲隨身の思ひとなつたまふ故に楠守本尊と
 存如上人の御弟子にて今に血脉相承す依て當院
 に傳る大切絵畫像也
 ○ 金泥九字名號 一幅
 見眞大師の眞蹟よして楠正成の所藏
 寺第四世善如宗主より楠正成

勝へ賜ふ
見眞大師の眞蹟

○○經文抜書

一幅

この上宮太子乃尊像ハ楠正成傳來エトテ楊枝の御影と名つけたてまつるなり其濫觴を尋ぬるに永徳二年楠正勝河内國赤坂城没落の後父正儀乃遺言に依て大和國十津川に住せ其が舊徒攝州西成郡草刈の莊三番村に住す是に依て正勝の地より眞言密宗の勝院行基菩薩乃開基横玉山西光寺より眞言より祖父正成を曾て本願寺第三世覺如上人より歸依したまふゆえに父正儀の遺命に依て正勝は善如上

人に歸向一奉り即ち眞言宗と相改め眞宗の門徒となり其時見眞大師の御眞筆紺紙金泥十字の名號を與へたまぬ其後十津川北士卒尋ね來り凡七百餘人門徒となる然るに同地に牛頭天王の神社あり即ち太子御自畫の尊像を彼の社檀より納め尊敬一奉るとある或夜の夢に聖德太子現はれたまひ仰せられてのたまふ様ハわれあの日本に來現せ一ハ全く他の義に非ざ守屋が邪見を降伏一て佛法の威徳を顯はさんが爲めより豈よ斯いる社檀より安置し尊敬を致すべきよとを喜はざ速かに院内より安置せよと給ふものとた皆々驚き直に定専坊に安置し奉り尊重恭

十

○敬せりと云云實に威徳不思議の御尊影なり
三朝七高僧畫像 一幅 古畫 筆者不詳

○六字名號瓦一面縁起
抑も此瓦の御名號ハ元祖法然上人乃御眞筆なり此
瀧觴を尋ね奉るゝ昔時南都東大寺大佛殿御建立の
時元祖法然上人へ時の帝勅命を以て大勸進を仰
せ付けらる然るに上人衆生濟度の御ひま在せられ
す御断りたまいけり依て御弟子俊乗房重源に命
て日本六十餘州勸化して遂に大佛殿留遮那佛御建
立まゝけり其時大佛殿の瓦の面に法然上人御
眞筆を遊ハさせられたる瓦の御名號と申奉るな

慧燈大師開基淨顯に賜ふ
慧燈大師開基淨顯に賜ふ
慧燈大師の眞蹟にて明應
八年二月十八日開基淨顯に

○見眞大師舍利 二粒
○慧燈大師落齒 一片
○六字名號 一幅

賜ふ

○慧燈大師水鏡畫像縁起

この中興上人水鏡の御壽像と申奉る縁由ハ上人
八十五歳の御老體御往生まじかくならせられ耳目
手足身體こゝろやすからず豫てねがひ望む開山聖
人へ御暇乞申上げたきよーを貫如上人へ御通達

まゝけれハ早速御下向ありて兩聖人石山本願寺より御同道まゝけり（蓮如聖人御病中大阪殿より御上洛之時明應八年二月十八日さんハ乃淨顯處にて前住聖人へ對一御申なされ候御一流の肝要をハ御文に委くね整ハレと、められ候間今は申まきらかす者もあるましく候此分をよく御心得あて御門徒中へも仰つけられ候へと御遺言の由に候然は前住聖人代御安心も御文のことく又諸國の御門徒も御文のことく信をいられよとの支證のため御判となざれ候事と云々御一代聞書末其夜は三番定専坊淨顯方々御止宿あそはさる翌朝御

見送りの爲に御弟子門葉衢に立ち場よりあふれて敬ひ奉ること恰かも如來涅槃の會座に詣で、最後の御説法を聽聞せしに一へに殊ならず今御暇乞の御教化ぞと吾も々々と集りとなん整のとき淨顯御記念を願ひ上げらるゝに六字の名號を書いて與へたまひ仰せられけるやうは予が文に記すとより信心獲得すといふは第十八の願とこ、ろうるなりこ乃願とこ、ろうるといふは南無阿彌陀佛のすめたとこ、ろうるなり如來聖人の賜なるぞおろそかにおもふへむらぞ又この壽像ハ明應七年七月この地へ臨み一とき境内の池水に面容をうつしそのまゝ

繪相にうつたりそのこころはされないらん世にも信心決定の人はみたくもありこれらたくもあればながきよのいたみなりと御銘御讚御裏書までくハ、よく御認めあ整ばされて淨顯へ賜り、こ乃御壽像なり故に御病中御記念の画像とを稱し奉る世に中興上人の御影數多ましくけれども滅後唯今乃我等に御意と残きせらる御壽像にハこれなり

○慧燈大師水鏡畫像裏書 一幅

實如上人明應七戊

午年七月二十八日 慧燈大師の肖像に裏書を加へ淨顯に

○見眞大師御俗姓 一卷

賜ふ

慧燈大師の眞蹟にて淨顯に賜ふ

○宗祖繪傳八幅縁起
此繪傳は本願寺三代目の宗主覺如上人御年二十二歳にして高祖聖人阪東北陸の御化導の昔を慕はせられ御巡跡の思食一きりにして草鞋竹杖にて其御經廻の迹をふませられ聖人面授口决の御門弟に御對面あ夢は一親く御在世御苦勞の有容とも聞一めされ悲歎の御涙袂をひたゝ戀慕の思食より滅後今日の我々に其御在世興法利生の御苦勞を知らさん

ふ爲に御傳記御製作に相成しは實に感戴し奉るべき事にはあらざや即ち覺如上人の眞筆にて御傳を記され御畫相ハ信濃國鹽崎康樂寺法眼淨賀の筆なれば即ち是れ眞宗最初の御繪傳なり依て御流れを汲み奉る面々ハ親く聖人御在世の御苦勞を可思なり

○○○實如宗主畫像一幅
○○○見眞大師御眞影摸像一通
○○○顯如宗主消息一通

壹軀

元龜天正年間大阪石山本願寺織田信長公と應兵代際當

坊四代了顯顯如上人に代り帥軍の時五月二十八日上人採筆したまふ御文なり

今度信長公與就對陣坊主衆へ雖在申聞旨不問心剰狼籍之勸言語道斷の次第忽開山尊像とはため悉相果候は、可爲法流斷絕事歎入計候就其内々申談さい法義の上から早速聞分られ無二の覺悟難有最感入候依之予彫刻なすところの開山聖人之御木像あとふ間ふところに納敵軍に可向誠よこれまで幾度歎あやふき所被凌候段佛力とは乍申開山聖

人の御廣徳と難有候猶此上なから可抽粉骨事肝要候彌信心決定候て門徒にも能く勸化候てもろともに極樂の往生とげられ候可候穴賢々々々

五月二十八日

顯如御花押

○顯如宗主消息一通 天正八年大坂石山本願寺織田信長公と講和し四月大坂石山を退去紀伊國雜賀に移轉乃旨攝津國坊主衆中門徒衆中へ宛て遣ハトの御文開山影像守申去十日至紀州雜賀又下向候間此以來

諸國門徒之輩遠近よらす難路を一べきても開山聖人御座所へ參詣をいたさるへき事可爲報謝候隨而法義油斷有へからず候出るいきは入るまたさる人間のむらひにて候早々雜行雜修のまゝろをして一心に阿彌他佛をたのこまいらせて後生たまへと申さむ人ハ必極樂に往生すへき事不可有疑候此上には報謝代ために念佛申され候へく候空賢々々々々

卯月廿日

顯如御花押

攝州坊主衆中へ

門徒衆中へ

○顯如宗主消息一通

天正八年四月大坂石山本願

寺退去比節四代了顯見真大
師の眞影を護衛し紀州雜賀へ同伴を感賞一閏三月廿五日宗主採筆したまふ淨顯へ

賜ふ御文なり
早々可染筆之處

煩故令遲々也

今度大坂退出之時坊主衆へ雖在申聞旨不同心剩狼籍之勸言語道斷之次第候然る處依有法義聞分開山聖人之御供申紀州へ罷下儀無二之覺悟難有最感入候此般之儀に候間無退屈可抽粉骨事肝要候彌信

心決定候て門徒にも能々勸化候てもろともに極樂の往生ととげられ候可候向後萬端可有馳走事専用候也穴賢々々

閏三月廿五日

顯如御花押

三番了顯へ

○緋法衣一着天正年間石山本願寺信長公と交戦の際了顯如宗主より代り帥軍の時此法衣を宗主より賜ふ
天正年間石山本願寺信長公と交戦の際了顯如宗主に代り帥軍の時此軍揮扇宗主より賜ふ

○陣太鼓

一洞

天正年間石山本願寺信長公と交戦の際號令に用ひ太鼓にして宗主よ

○古椀

二組

朱塗

天正年間石山本願寺法會之時參集の講中に用ひ古椀にて宗主よ

り賜ふ

○石山本願寺之梵鐘

天正年間石山本願寺交戦の際こ乃

梵鐘を早鐘に用ひと云了顯へ賜ふ

○了顯畫像縁起

抑三番了顯と申すは楠正成五代の孫開基淨顯より

四代目の住職にて元龜元年石山本願寺顯如上人

織田信長公と交戦の事に依て攝津國尼ヶ崎より移り
其後天正二年攝河の門徒數千人を率て大阪石山本願寺へ楯籠り比類なき勳功を顯はず此時顯如上人深く感賞まじく御真影並に御筆を染めさせられ
御消息一通を授與いたまふに了顯代理として數度
強敵に向ひ上人の危急を援ひ奉る實よ石山御法難には第一の忠勤不惜身命の舉動なり依て天正八年四月十日顯如上人御真影を供奉して大阪退去紀州難賀に移りたまふ節坊主中門徒中へ宛乃御消息當坊より廻達し終に定専坊に藏む又全年三月了顯紀州難鷲の森顯如上人御在住を伺ひ奉りてに年來宗門長

盡力淺からざる旨を謝せん爲に御消息一通を授與
玉ふ合せて三通今々年々怠慢るく春秋兩度に披
露奉るゝ有縁の門徒遠近を問はず數千人參集す
かゝる成功の畫像也

○ 豊臣秀吉公寄附狀 一通 豊臣秀吉公寺領二千石
了顯へ御寄附あるの書なり

○ 豊臣秀吉公寄附狀 一通 豊臣秀吉公より了顯へ
贈られし書翰にて石山と織田公と講和の後了顯信長
へ謁り上意を加へられしを賀するの文などを

- 鈴木飛彈守書翰 三通
- 荒木攝津守村重書翰 一通
- 荒木攝津守村重書翰 一通
- 佃川和泉守和匡書翰 一通
- 桑原仁右衛門書翰 一通
- 松井拾兵衛書翰 一通
- 如圭書翰 一通
- 久富書翰 一通
- 胡菴書翰 一通
- 祐行書翰 一通
- 伊丹志十郎書翰 一通

○政書翰一通
○大物當番書翰一通
○三番定專坊世系一卷
○鑑草摺廿四枚
○古刀一腰
○鎧下肌着三着
○古鎧身一鋒
○腰楠傳來
○腰楠傳來

附錄

○楠氏傳來遺品
○硯
○菓子器朱塗金紋
○貝多羅葉
○狂歌
○三部經紺紙金泥
○善導大師源空聖人畫像
○後西院天皇和歌
○西行法師和歌
○石山本願寺古瓦
八代月筌の筆
楠正成公の所藏
八代月筌の所寫
曾呂利新左衛門

明治廿四年四月廿四日印刷
全 年四月廿五日出版

編輯兼發行者

大阪市北區河内町壹丁目五十九番屋敷

楠

覺

證

印 刷 者

大阪府東成郡天王寺村二千二百五十六番屋敷

森

祐

好

發兌書肆

大阪市東區高麗橋壹丁目五十五番屋敷
文明堂

松

本

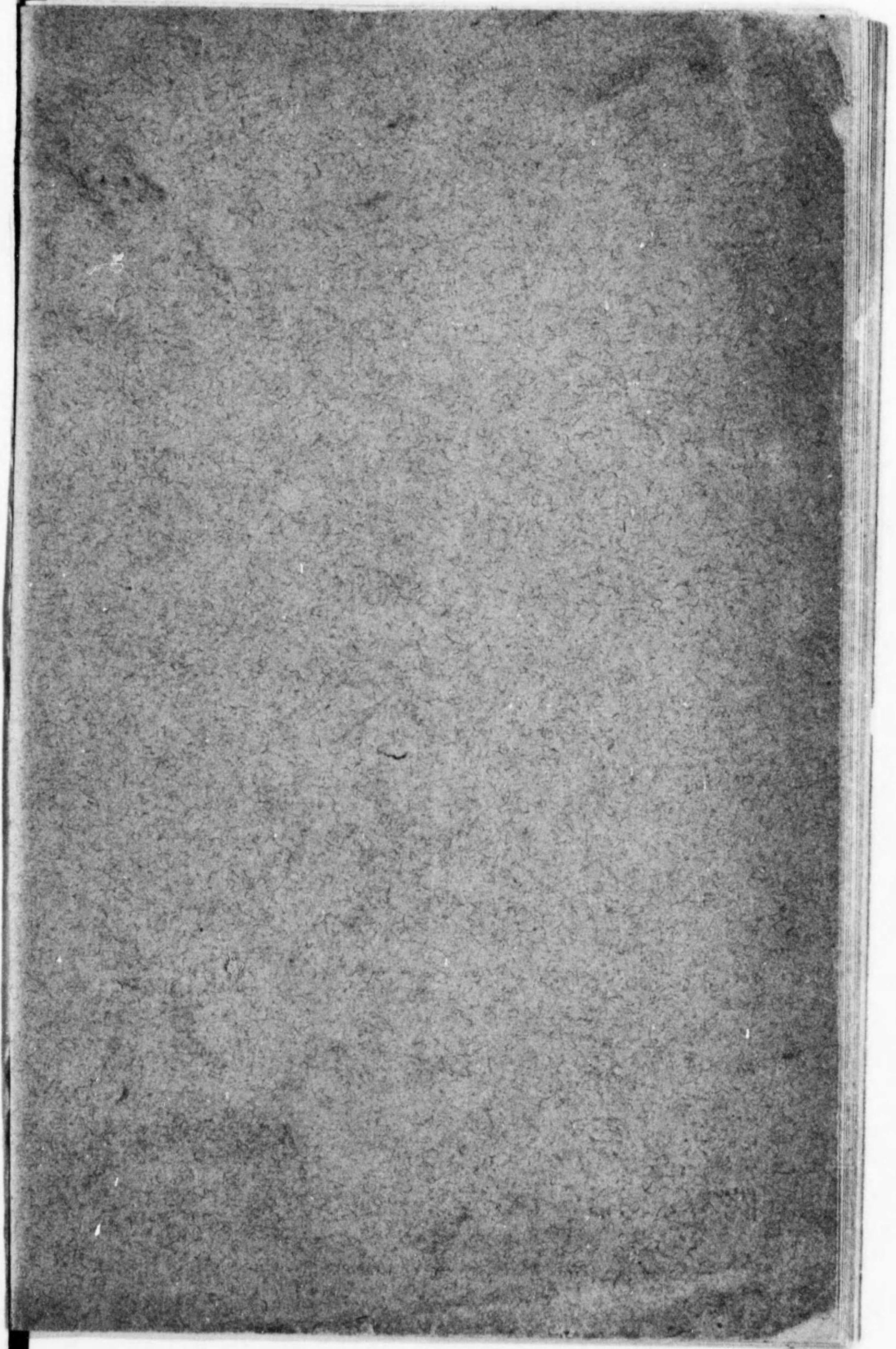
喜

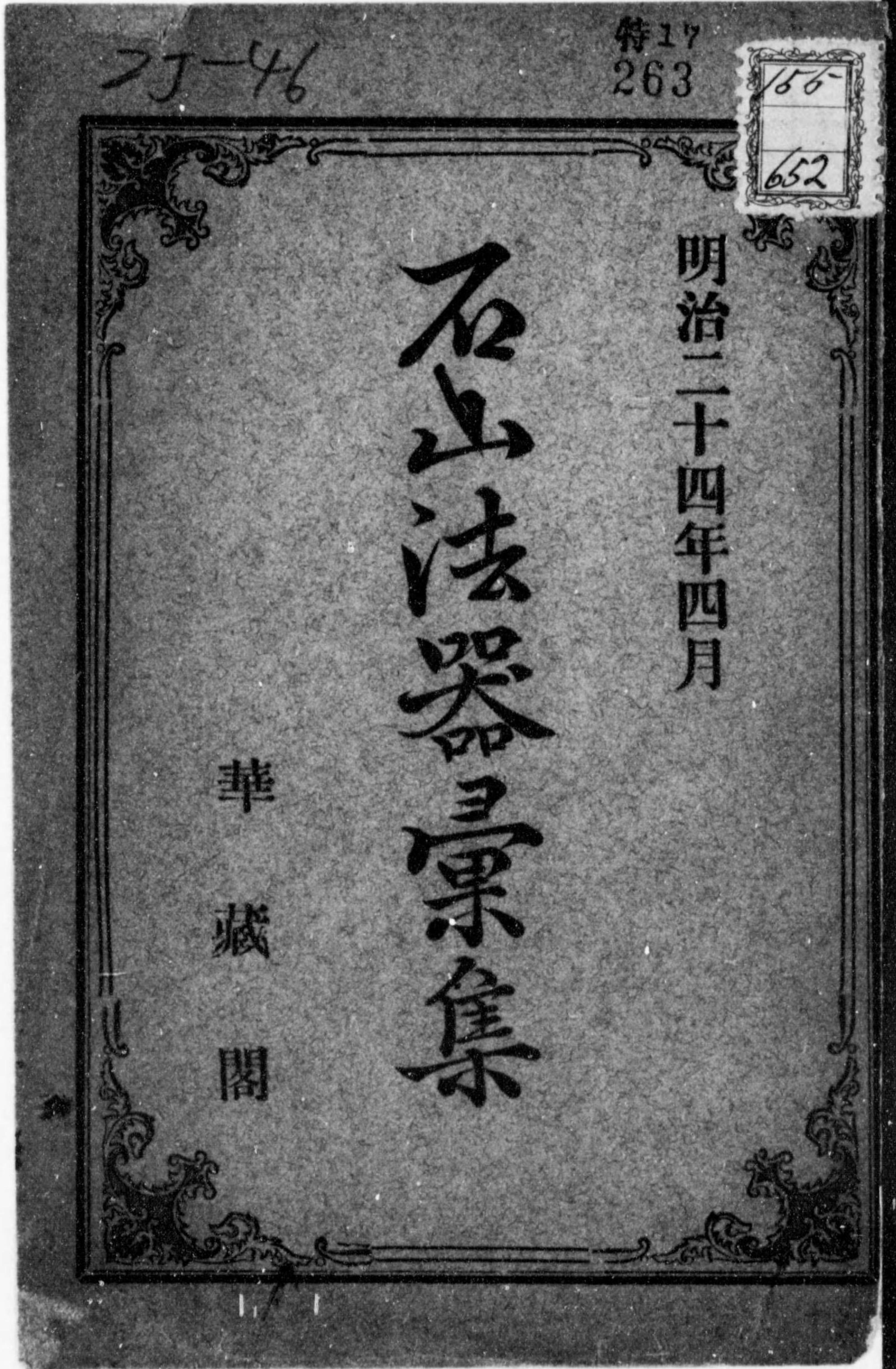
三

郎

印 刷 所

大阪府東成郡天王寺村貳千貳百五拾六番屋敷
感 化 保 護 院





017366-000-2

特17-263

石山法器彙集（三番定専坊）

楠 覚証／編

M24.4

ABF-0060

